

健 第 1417 号  
令和2年1月28日

環境保健センター所長 殿

保健福祉部健康推進課長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等の施行  
について (施行通知)

このことについて、厚生労働省健康局長から別添のとおり通知がありましたので、御了知をお願いします。

保健福祉部健康推進課 担当：村上 TEL:086-226-7331 FAX:086-225-7283
---

健発0128第5号  
令和2年1月28日

各〔都道府県知事  
保健所設置市市長  
特別区区長〕殿

厚生労働省健康局長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等の施行  
について(施行通知)

新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。)については、海外における新型コロナウイルス感染症の発生の状況等に鑑み、本日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)、検疫法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第12号)、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令(令和2年厚生労働省令第9号)及び検疫法施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第10号)が公布されたところである(別添参照)。

これらの命令は、海外における新型コロナウイルス感染症の発生の状況等に鑑み、国内で患者が発生した場合に備え、当該患者に対して適切な医療を公費により提供する体制や検疫体制を整備すること等のため、所要の措置を講じるものである。

これらの命令の概要等は下記のとおりであるので、貴職におかれては、内容を十分御了知いただくとともに、貴管内市町村及び関係機関等へ周知を図り、その施行に遺漏なきを期されたい。

## 記

### 第一 概要

- 1 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の制定
  - (1) 新型コロナウイルス感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第8項の指定感染症として定めること。（第1条関係）
  - (2) 感染症法第7条第1項の政令で定める期間は、新型コロナウイルス感染症については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の施行の日以後同日から起算して一年を経過する日（令和3年2月6日）までの期間とすること。（第2条関係）
  - (3) 新型コロナウイルス感染症については、感染症法第8条第1項、第12条（第4項及び第5項を除く。）、第15条（第3項については、第1号、第4号、第7号及び第10号に係る部分に限る。）、第16条から第25条まで、第26条の3から第30条まで、第34条、第35条、第36条（第4項を除く。）、第37条、第38条第3項から第6項まで及び第9項、第39条第1項、第40条から第44条まで、第57条（第4号から第6号までを除く。）、第58条（第8号、第9号、第11号、第13号及び第14号を除く。）、第59条、第61条第2項及び第3項、第63条、第63条の2、第64条第1項、第65条、第65条の3並びに第66条の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を準用するとともに、所要の読替えをすること。（第3条関係）

なお、新型コロナウイルス感染症については、別紙に掲げる感染症法上の措置を主として講じることができるものであること。
  - (4) (3)において準用する感染症法の規定により都道府県等が処理する事務のうち、第一号法定受託事務を規定すること。（第4条関係）
  - (5) その他必要な経過措置を定めるとともに、関係政令について所要の改正を行うこと。
- 2 検疫法施行令の一部改正
  - (1) 検疫法（昭和26年法律第201号）第2条第3号の政令で定める感染症として新型コロナウイルス感染症を定めること。（第1条関係）
  - (2) 新型コロナウイルス感染症の病原体の有無に関する検査の手数料を4,200円と定めること。（別表第2関係）
- 3 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行

規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の制定

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）の規定を準用する場合における所要の読替えをすること。（本則関係）

#### 4 検疫法施行規則の一部改正

新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したおそれのある者については、仮検疫済証に付する期間は336時間を超えてはならないものとする。 （第6条第3項関係）

### 第二 施行期日等

- 1 第一の命令は、公布の日から起算して10日を経過した日（令和2年2月7日）から施行すること。
- 2 第一の1の新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び同3の新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令は、同1の（2）の期間の末日限り、その効力を失うこと。

### 第三 その他

- 1 この改正は、令和2年2月7日から適用すること。
- 2 感染症発生動向調査事業実施要綱（平成11年3月19日付け健医発第458号）の一部改正については、別途通知する予定であること。

新型コロナウイルス感染症について講じることのできる主な感染症法上の措置

- ・ 疑似症患者に対する適用（第8条第1項）
- ・ 医師の届出（第12条）
- ・ 感染症の発生の状況、動向及び原因の調査（第15条）
- ・ 健康診断（第17条）
- ・ 就業制限（第18条）
- ・ 入院（第19条及び第20条）
- ・ 移送（第21条）
- ・ 退院（第22条）
- ・ 検体の収去等（第26条の3）
- ・ 検体の採取等（第26条の4）
- ・ 感染症の病原体に汚染された場所の消毒（第27条）
- ・ ねずみ族、昆虫等の駆除（第28条）
- ・ 物件に係る措置（第29条）
- ・ 死体の移動制限等（第30条）
- ・ 質問及び調査（第35条）
- ・ 入院患者の医療（第37条）

※ 上記措置に附随する関係規定は省略している

※ 括弧内は、感染症法の条文番号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年一月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十一号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六條第八項、第七條第一項及び第六十六條の規定に基づき、この政令を制定する。

（新型コロナウイルス感染症の指定）

第一条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条及び第三条（同条の表を除く。）において単に「新型コロナウイルス感染症」という。）を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第六條第八項の指定感染症として定める。

（法第七條第一項の政令で定める期間）

第二条 法第七條第一項の政令で定める期間は、新型コロナウイルス感染症については、この政令の施行の日以後同日から起算して一年を経過する日までの期間とする。

（法等の準用）

第三条 新型コロナウイルス感染症については、法第八條第一項、第十二條（第四項及び第五項を除く。）、第十五條（第三項については、第一号、第四号、第七号及び第十号に係る部分に限る。）、第十六條から第二十五條まで、第二十六條の三から第三十條まで、第三十四條、第三十五條、第三十六條（第四項を除く。）、第三十七條、第三十八條第三項から第六項まで及び第九項、第三十九條第一項、第四十條から第四十四條まで、第五十七條（第四号から第六号までを除く。）、第五十八條（第八号、第九号、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）、第五十九條、第六十一條第二項及び第六十三條、第六十三條の二、第六十四條第一項、第六十五條、第六十五條の三並びに第六十六條の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号。以下この条において「令」という。）の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法第八條第一項

一類感染症の疑似症患者又は二類感染症のうち政令で定めるもの	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）
それぞれ一類感染症の患者又は二類感染症	新型コロナウイルス感染症

法第十二條第一項	次に掲げる者	新型コロナウイルス感染症の患者又は無症状病原体保有者
法第十二條第二項	第一号に掲げる者については直ちに、第二号に掲げる者については七日以内、その者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの	最寄りの直ちに
法第十二條第六項	同項第一号に掲げる者に係るものについては、同項第二号に掲げる者に係るものについては、厚生労働省令で定める期間	直ちに
法第十五條第一項及び第二項	第一項各号に規定する感染症	新型コロナウイルス感染症
法第十五條第三項第一号	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型コロナウイルス感染症の患者、疑似症患者、新	新型コロナウイルス感染症の患者若しくは無症状病原体保有者
法第十五條第三項第四号	一類感染症、二類感染症若しくは新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症
法第十五條第五項	第三項	第三項（第一号、第四号、第七号及び第十号に係る部分に限る。）
法第十五條第六項	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型コロナウイルス感染症の患者、疑似症患者、新	新型コロナウイルス感染症の患者若しくは無症状病原体保有者
法第十五條第九項	第三項	第三項（第一号、第四号、第七号及び第十号に係る部分に限る。）
法第十六條第一項	から前条まで	（第四項及び第五項を除く。）及び第十五條（第三項については、第一号、第四号、第七号及び第十号に係る部分に限る。）
法第十六條の三第一項及び第二項	一類感染症、二類感染症又は新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症

法第十七条第一項	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第十八条第一項	一類感染症の患者及び二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者	新型コロナウイルス感染症の患者
法第十九条第一項	一類感染症	新型コロナウイルス感染症
法第十九条第一項ただし書	特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に	感染症指定医療機関（結核指定医療機関を除く。以下同じ。）に
法第十九条第三項	特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関	感染症指定医療機関
法第二十条第一項	一類感染症	新型コロナウイルス感染症
法第二十条第二項	特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関	感染症指定医療機関
法第二十一条	特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関	感染症指定医療機関
法第二十一条	移送しなければならない	移送することができる
法第二十二條第一項及び第二項	当該入院に係る一類感染症の病原体を保有していない	新型コロナウイルス感染症の病原体を保有していないこと又は当該感染症の症状が消失した
法第二十二條第四項	当該入院に係る一類感染症の病原体を保有しているかどうか	新型コロナウイルス感染症の病原体を保有しているかどうか又は当該感染症の症状が消失したかどうか
法第二十四條第三項第一号	第二十条第一項（第二十六条において準用する場合を含む。） 第二十条第四項（第二十六条において準用する場合を含む。）	第二十条第一項 同条第四項
法第二十四條第三項第二号	延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担	延長
法第十九條第七項（第二十六条において準用する場合を含む。）		第十九條第七項

法第二十六條の三第一項及び第二項並びに第二十六条の四第一項及び第二項	一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第二十七条	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第二十八条	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症	新型コロナウイルス感染症
法第二十九条	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十条	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十一条	前条	第三十条
法第三十二条	前条	第三十条
法第三十三条	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者が	新型コロナウイルス感染症の患者が
法第三十四条	前条	第三十条
法第三十五条第一項	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者	新型コロナウイルス感染症の患者
法第三十五条第四項	準用する。この場合において、第一項中「一、三類感染症、四類感染症若しくは」とあるのは、「一若しくは」と読み替えるものとする。	準用する。
法第三十五条第五項	、第二十九条第二項又は第三十一条第二項	又は第二十九条第二項
法第三十六条第一項	、第三十条第一項又は第三十一条第一項	又は第三十条第一項
法第三十七条第一項	若しくは第二十条（これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。）又は第四十六条	又は第二十条
法第三十八条第三項	患者（新感染症の所見がある者を含む。以下この条において同じ。）	患者
前二条	感染症の患者及び新感染症の所見がある者	第三十七条
		新型コロナウイルス感染症の患者

法第三十八條第四項	新感染症の所見がある者並びに 型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十八條第五項	一類感染症、二類感染症及び新 型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十八條第六項	二類感染症及び新型コロナウイルス インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十八條第九項	第七項	第六項
法第三十九條第一項	患者（新感染症の所見がある者 を除く。） 又は第三十七條の二第一項の規 定により	患者 の規定により
法第四十條第一項	第三十七條第一項又は第三十七 條の二第一項の規定による	同項の規定による
法第四十條第一項	第三十七條第一項又は第三十七 條の二第一項	第三十七條第一項
法第四十一條第一項	医療又は第三十七條の二第一項 に規定する厚生労働省令で定め る医療	医療
法第四十二條第一項	若しくは第二十条（これらの規 定を第二十六条において準用す る場合を含む。）若しくは第四 十六條の規定により感染症指 定医療機関若しくは診療所に 入院した患者（新感染症の所見 がある者を含む。以下この条に おいて同じ。） 若しくは診療所から	又は第二十条の規定により感染症指 定医療機関以外の病院又は診療所に 入院した患者 又は診療所から

法第五十八條第四号の 三	採取（これらが第五十條第一項 の規定により実施される場合を 含む。）	採取
法第五十八條第四号の 二	（これらの規定を第五十條第二 項において準用する場合を含む。 ）の規定	の規定
法第五十八條第四号	第二十一条（第二十六条におい て準用する場合を含む。）又は第 四十七條	第二十一条
法第五十八條第三号	、第二十二條第四項（第二十六 條において準用する場合を含む。 ）又は第四十八條第四項	又は第二十二條第四項
法第五十八條第二号	第十七條又は第四十五條	第十七條
法第五十八條第一号	又は第四十四條の七第一項、第 三項若しくは第五項から第八項 までの規定	の規定
法第五十七條第一号か ら第三号まで	第十五條（第二項及び第五項を除き、 第三項については第一号、第四号、 第七号及び第十号に係る部分に限 る。）、第十六條又は	第十五條（第二項及び第五項を除き、 第三項については第一号、第四号、 第七号及び第十号に係る部分に限 る。）、第十六條又は
法第四十三條第一項及 び第四十四條	第三十七條第一項及び第三十七 條の二第一項	第三十七條第一項
法第五十條第一項の規定により 実施される場合を含む。）に要す る	に要する	に要する
第七十條第一項各号	感染症指定医療機関から第三十 七條第一項各号	感染症指定医療機関から同項各号
第十六條	若しくは第二十条若しくは第四 十六條	又は第二十条
第三十七條第一項又は第三十七 條の二第一項	同項	同項



法第五十八條第五号から第七号まで	法第五十九條	法第六十一條第二項	法第六十一條第三項	法第六十三條第一項	法第六十三條第二項	法第六十三條第三項	法第六十四條第一項
(これらの規定を第五十條第三項において準用する場合を含む。)の規定	第四号	の費用及び同条第十二号の規定(第三十七條の二第一項に規定する厚生労働省令で定める医療に係るものを除く。)	第九号まで及び第十四号並びに	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症	より実施された場合を含む。)	前章
の規定	第三号	及び第十二号の費用	第七号まで及び	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	場合	第十四條第一項及び第五項、第十四條の二第一項及び第七項、第三十八條第一項、第二項、第五項、第六項、第八項
に要する							第三十八條第五項、第六項
							第六章
							第三十八條第五項、第六項
							に、第四十條第三項から第五項まで並びに第四十三條
							及び
							、前章及び

令第六條	第二十五條第六項(法第二十六條において準用する場合を含む。)	第二十五條第六項
令第二十五條第一項	第四号	第三号
令第二十七條第一項	第九号まで及び第十四号	第七号まで

(事務の区分)

第四條 前条において準用する法第十二條(第四項及び第五項を除く。)、第十五條(第二項、第五項及び第六項を除き、第三項については第一号、第四号、第七号及び第十号に係る部分に限る。)、第十六條の三(第二項、第四項及び第十一項を除く。)、第十七條、第十八條第一項、第三項及び第四項、第十九條第一項、第三項及び第五項、第二十條第一項から第五項まで、第二十一條、第二十二條、第二十三條、第二十五條第四項、第二十六條の三(第二項及び第四項を除く。)、第二十六條の四(第二項及び第四項を除く。))並びに第三十八條第五項及び第九項(第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。)の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

(この政令の失効)

2 この政令は、第二條に規定する期間の末日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用及びその時まで第三條において準用する法第五十七條(第四号から第六号までを除く。若しくは第五十八條(第八号、第九号、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。))の規定により支弁する費用、第三條において準用する法第五十九條若しくは第六十一條第二項若しくは第三項の規定により負担する負担金又は第三條において準用する法第六十三條の規定により徴収することができる実費については、この政令は、その時以後も、なおその効力を有する。

3 (地方自治法施行令の一部改正)  
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。  
別表第一に次のように加える。

<p>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十一号)</p>	<p>第三條において準用する法第十二條(第四項及び第五項を除く。)、第十五條(第二項、第五項及び第十号に係る部分に限る。))の三(第二項、第四項及び第十一項を除く。))並びに第三十八條第五項及び第九項(第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。)の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務</p>
---	---

総務大臣 高市 早苗  
厚生労働大臣 加藤 勝信  
内閣総理大臣 安倍 晋三

検疫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年一月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十二号

検疫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第二条第三号及び第二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「ジカウイルス感染症」の下に、「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。別表第二において単に「新型コロナウイルス感染症」という。）を加え、「別表第二」を「同表」に改める。

別表第二人又は貨物に対する検疫感染症の病原体の有無に関する検査の項中

症	一件につき 二、五〇〇円	を	ジカウイルス感染症	一件につき 二、五〇
			新型コロナウイルス感染症	一件につき 四、二〇

〇円  
〇円  
に改める。

附 則

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣 加藤 勝信  
内閣総理大臣 安倍 晋三

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の規定を準用する場合には、同令第八条第一項第一号中「一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症」とあるのは「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）と、同令第五項第二号中「一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症」とあるのは「新型コロナウイルス感染症」と、同令第十一条第二項第三号及び第三項第一号中「中東呼吸器症候群」とあるのは「新型コロナウイルス感染症、中東呼吸器症候群」と読み替えるものとする。

附則

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 2 この省令は、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。

○厚生労働省令第九号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第三条の規定により準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四号）第十八条第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令を次のように定める。

令和二年一月二十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

○厚生労働省令第十号

検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第四十一条の規定に基づき、検疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月二十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

検疫法施行規則の一部を改正する省令

検疫法施行規則（昭和二十六年厚生省令第五十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（仮検疫済証の様式等）</p> <p><b>第六条</b>（略）</p> <p>2 法第十八条第一項の規定により前項の仮検疫済証に付する期間は、次に掲げる時間を超えてはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス）（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の病原体に感染したおそれのある者がいるときは、三百三十六時間は、三百三十六時間</p> <p>四〇九（略）</p>	<p>（仮検疫済証の様式等）</p> <p><b>第六条</b>（略）</p> <p>2 法第十八条第一項の規定により前項の仮検疫済証に付する期間は、次に掲げる時間を超えてはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>三〇八（略）</p>

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。